

令和8年 第3回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年3月5日(木) 13時30分

2 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3 出席委員

○農業委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	欠席	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	欠席	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	欠席
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	欠席
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	欠席				

○出席職員

事務局長 松本 有加  
 事務局次長 松浦 秀紀  
 事務局 菊池 嘉隆、木村 有美

4 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件  
 議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件  
 議案第12号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権設定) 4件  
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について 3件  
 追加議案第13号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約) 25件

#### 第4 協議・連絡事項

- ・令和7年度貸借料情報について
- ・令和8年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・活動記録簿について
- ・第4回農業委員会総会について

#### 5 会議の概要

事務局長           ただいまから、令和8年第3回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

                  本日の出席委員は、19名中14名で総会成立の定足数に達しています。欠席委員は「1番、濱田 善純 委員」、「7番、西川 友浩 委員」、「12番、坂野 清史 委員」、「15番、山内 裕司 委員」、「19番、柴田 紳一郎 委員」です。

                  それでは、菊池会長から招集の挨拶をお願いします。

会 長               (招集挨拶)

議 長               それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

委 員               (異議なし)

議 長               それでは議事録署名人に「16番、大和 眞二 委員」、「17番、河野和弘 委員」を指名します。

議 長               続きまして、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

                  番号5について、事務局の説明を求めます。

事 務 局           それでは、番号5について説明します。

                  農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「813㎡」、外14筆、計「18,740㎡」、3条使用貸借です。

                  貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

                  借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

                  申請事由としては、貸付人は、後継者への使用貸借により、農業経営を移譲したい。借受人は、農業後継者として、農業経営に励みたいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 それでは、5番の説明をさせていただきます。

貸付人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、〇〇〇〇や〇〇〇〇を務められた方になります。

借受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、「〇〇〇〇」さんの娘婿になります。

「〇〇〇〇」さんは、8年ほど前に〇〇〇〇の会社を辞められて、「〇〇〇〇」さんの娘さんと共に就農されており、以来みかん作りをされております。

今回の「〇〇〇〇」さんの畑を「〇〇〇〇」さんに使用貸借することになりましたが、何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号6について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号6について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「26 m<sup>2</sup>」、外2筆、計「2,045 m<sup>2</sup>」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、経営規模を縮小するため、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

13番 番号6について説明いたします。

「〇〇〇〇」君は「〇〇〇〇」の社長なのですが、そちらの事業が忙しくなったため農業の方があまりできなくなりまして、経営規模を縮小しようとしたところ、隣接地に「〇〇〇〇」君が作っておりまして、作って欲しくないかということを考えたらしいです。

「〇〇〇〇」君は、荒らされるんだったら作りましょうということで受けられたそうです。

何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号7と8について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号7、8について、一括して説明します。

番号7、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「161㎡」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、遠方に住んでおり、管理、耕作ができないため譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、耕作に励みたいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条

第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続いて、番号8、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「899㎡」、外19筆、計「17,913.97㎡」、3条使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、特例付加年金を受給するため、農業後継者に農地を貸し付けたい。借受人は、農地を借り受けて、後継者として農業に励みたいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8番 それでは7番を説明させていただきます。

「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」におられて、ご高齢と聞いております。

「〇〇〇〇」君は現在独身で、〇〇〇〇で農業をまじめにやっておられます。

「〇〇〇〇」さんは母方のおじさんで、この農地の下に家があって、その家と一緒に農地を引き受けたという形になっております。何ら問題ありません。

続いて8番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、親子です。

お2人、真面目に農業経営をされております。

今回「〇〇〇〇」さんは経営移譲をして、年金をもらうという形をとるということで、この申請が出ております。問題はありません。

以上です。

議長 番号7と8について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

- 議 長                    それでは承認することといたします。
- 議 長                    続きまして、番号9について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局                    それでは、番号9について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「557 m<sup>2</sup>」、3 条  
有償移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は、管理ができないため、農地を譲り渡し  
たい。譲受人は、自作地に隣接しており、耕作に便利なため、農地を譲  
り受けて経営規模を拡大したいであります。  
本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3 条  
第2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たし  
ていると考えます。  
説明は以上です。
- 議 長                    地元委員の説明を求めます。
- 1 8 番                    それでは番号9について説明します。  
「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇代前半だったと思ひ  
ます。  
この2 人は、私と全く同じ〇〇〇〇で、近所なんですが、何ら問題は  
ありません。  
審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長                    ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 委 員                    (意見、質問等なし)
- 議 長                    ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員                    (異議なく承認)
- 議 長                    それでは承認することといたします。
- 議 長                    続きまして、議案第11 号「農地法第4 条第1 項の規定による許可申請

に対する意見について」を上程します。

番号1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第11号、番号1を説明いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、自分の土地の転用です。

申請者は「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳の方です。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目「畑」、農地の名義は「〇〇〇〇」さん本人、面積「581㎡」です。

転用に至る理由は、申出地に、収穫時期に雇い入れをするアルバイトの宿泊設備を設置し、併せて農業後継者である息子さんのために自己住宅を建設するためのものです。

申出地は市道に面した便利のよい場所であり、上下水道の設備も利用でき、施設用地に適しております。他の耕作所有地の中でも最適と考え、選んだものです。

周辺農地に対し、農業上の支障が出る恐れもないことから、計画変更し、農振除外をしております。

そこで、今回転用するものです。

参考資料の1ページから2ページに変更位置図、3ページに周辺状況図、4ページに土地利用計画図、5、6ページに設計図、7ページに平面図、8、9、10ページの写真をご覧ください。

申出地は、〇〇〇〇から東に約150メートル、〇〇〇〇から北に650メートルに位置しております。

該当地は農業振興地域の整備計画の変更を令和7年7月に行い、農業振興地域から除外しております。

除外後の農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地となり、第1種農地となります。

第1種農地に該当するため、転用は原則不許可となります。

ただし、農地法の運用通知の例外規定により、住宅を集落に接続して設置するために該当することから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農状況への支障などに、特段問題がなければ許可できるものと考えます。

例外条件がいくつかありまして、今回の場合は、40メートル以内に2戸の住宅があるということで、条件を満たしているということです。

この後、許可をいただければ、第1種農地のため、今年30日に松山にあります県農業会議の常設審議委員会に上程する予定となっております。

以上となります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 今事務局から言われた通りではあるんですが、「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、奥さんと、〇〇歳の息子さんの3人で、みかん作りをされております。

また、この場所は〇〇〇〇というところの1番上にありまして、この土地に隣接する住宅はないんですけども、近くには、〇〇〇〇や、住宅や倉庫などがありまして、「〇〇〇〇」さんの住宅倉庫からも大変近いところであって、とても便利のいいところです。

今回、この場所に収穫時期のみかんアルバイトの宿舎として、また息子さんの住居として、ユニットハウスならびに住宅を建築予定になっております。

何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 議案第11号、番号1について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 ただいま承認いただきました案件については、農地法第4条ですので、今月30日に県の農業会議において、審議いただくようになるかと思っております。

議 長 続きまして、議案第12号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)」を上程します。

番号4から7について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号4から7まで一括で説明します。

番号4、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「142㎡」、外1筆、計「332㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号5、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「87㎡」、外1筆、計「425㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」  
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号6、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,266  
㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」  
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号7、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,360  
㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」  
〇」、売買価格「〇〇〇〇」

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは、説明させていただきます。

これは全て「〇〇〇〇」さんの園地に関する案件になっております。

「〇〇〇〇」さんは、住所が〇〇〇〇となっておりますが、この間まで〇〇〇〇に住んでおられた方で、早くに旦那さんを亡くされて、お母さんと2人で〇〇〇〇に住んでおられました。

娘さんは今現在〇〇〇〇におられて、今回娘さんのところに住所も変えて行くことになり、家も処分されました。

これらの土地は、一部自分で作られていた土地もありますが、大部分は小作に出されていた土地ばかりです。

まず4番から説明します。「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、この方は〇〇〇〇の社長だった方で、今現在は引退されて、地元でユンボを使ったりして農道の整備に当たったりするボランティア活動をされております。

今回「〇〇〇〇」さんの、自分で作られたいた園地があって、そこをぜひ作りたいということで、この話がまとまりました。

5番の「〇〇〇〇」さん、この方はもう早くから「〇〇〇〇」さんの園地を小作されていた方で、今回この値段で話がまとまりました。

6番、「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、この方は熱心に規模拡大をされている地元の方で、この「〇〇〇〇」さんの園地をぜひ買いたいということで、今回この値段で話がまとまっております。

7番、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、この方も早くから「〇〇〇〇」さんの園地を小作されていた方で、この値段で今回話がまとまりました。

以上です。

議 長 番号4から7について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 先ほど言われた「〇〇〇〇」さんは、今まで農地は一切無いのに、買えるんですか。

8番 それは問題ないと聞いております。  
これから農地を増やしていくつもりはありますかと、あっせん会議の時にお聞きしたら、条件さえ良くて、作れるようだったら作らせてくださいということで、歳が歳なのでそんなにバリバリはできないので、ボランティア活動を一生懸命やりたいと思いますと言われておりました。

委員 今までゼロなのに。少しでも作られていたらと思いました。

8番 農地法が変わってからは、ゼロからでも農地を持てます。

議長 その他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号4について説明します。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,266 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」、賃借人「〇〇〇〇」、解約の理由は、売買に変更するためであります。  
以降の案件については、報告案件ですので説明は省略いたします。  
以上です。

議長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議長 続きまして、追加議案がありますので、議案第13号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）」を上程します。

番号 39 から 41 について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、別でお配りしております追加議案資料をご覧ください。

議案第 13 号、番号 39 から 41 について、一括で説明いたします。

番号 39、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「6,115 m<sup>2</sup>」、外 4 筆、計「9,844 m<sup>2</sup>」、新規の貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借となっております。

番号 40、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「572 m<sup>2</sup>」、新規の貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借となっております。

番号 41、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,009 m<sup>2</sup>」、新規の貸借です。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借となっております。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

16番

この39、40、41番は、関連していますので一括して説明させていただきます。

39番の貸借権を設定する者「〇〇〇〇」さんは、以前から40番の「〇〇〇〇」さんと、41番の「〇〇〇〇」さんの園地を作られていました。

数年前に「〇〇〇〇」さんが体調を崩され、園地は荒れた状態になっています。

貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」さんは、開墾してでも作りたいということです。

地元としても、少しでも荒れた園地が減るので、ありがたい話なので、よろしく願います。

議長

番号 39 から 41 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 14時25分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年3月5日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 大 和 眞 二

議事録署名人 河 野 和 弘